

# 改正電子帳簿保存法の概要

みつば会計  
 (商工研相談業務委嘱先)  
 税理士・公認会計士  
**織田成人**



令和3年度の税制改正で、電子帳簿保存法が改正されて利用しやすくなったと聞きました。概要を教えてください。



## 1. 電子帳簿保存法の改正契機

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下、電子帳簿保存法）」について、これまでも同法はあったものの、税務署長の事前承認が必要で、適用要件を満たすための事務作業やコスト等の負担も大きかったため、企業がペーパーレス等の観点から電子帳簿保存を利用しようとしても、なかなか進められませんでした。

## 2. 改正電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法上の保存の類型は、3つに分けると理解しやすいと思います。これらの類型

は、改正前と変わりません。

### ⑦ 電子帳簿等保存

自己が一貫してコンピュータを使用して作成した帳簿や書類をデータで保存（会計帳簿〈国税関係帳簿〉や決算関係書類〈国税関係書類〉が該当）  
 ① スキャナ保存

取引相手から受け取った請求書等および自己が作成した写し等の国税関係書類（決算関係書類を除く）を、書面による保存に代えて、一定の解像度等の要件を満たしたスキャナ文書で保存

### ⑧ 電子取引に係るデータ保存

取引相手との取引情報の授受を電子メール（添付ファイル含む）やインターネット取引で行った場合、その取引情報をデータで保存

令和3年度の税制改正では、社会全体のDXを強力に推進する観点から大幅な要件緩和を行い、中小企業においても実際に

利用可能な制度となりました。

具体的には、税務署長の事前承認制度を廃止し、紙の原本チェックが不要となり、従来3日以内であった入力期間が大幅緩和されたりしています。そのうえで、優良な電子帳簿保存を事前届出制にして、従来の厳しい要件を満たすことができる企業には、加算税軽減のインセンティブを与えています。

これらの制度は、令和4年1月1日より適用されます。事業年度の途中であっても、同日からの適用となります。また、⑦⑧は任意の保存制度ですが、⑨は保存義務が強制される制度である点に注意してください。

### 改正電子帳簿保存法（以下、新法）により、

国税関係の帳簿や書類をデータで保存することや書類を紙で出力していたで、これまで紙で出力していた会計帳簿等や、紙で受領した請求書や領収書等をすべて電子化し、ペーパーレスを推進するこ

とができます。また、後述する検索要件を満たすように保存すること、書類の一元管理が行いやすくなるメリットも考えられます。

ただし、改ざん防止のために訂正・削除履歴の残るシステムやクラウドサービスの利用が求められるため、そのようなシステムやサービスをこれまで使っていなかった企業にとっては、費用負担増のデメリットも考えられます。

## 3. 適正な保存を担保するための措置

今回の要件緩和は、一般的に改ざん等を容易に行うことができる性質をもつ電子データについて、適正な保存を担保するための措置があることが前提であることに留意すべきです。例えば、スキャナ保存・電子取引に係るデータ保存において仮装隠ぺいがなされた場合、重加算税

がさらに10%加算されることになりません。また、保存要件を満たしていない場合には、青色申告の承認取消事由に該当します。従って、保存要件を満たしているかどうかの確認を継続的に行っていく必要があります。

#### 4. 電子帳簿等保存（事前届出なし）の保存要件

事前届出を行わない電子帳簿等保存の保存要件は、3つあります。

- ・システム概要書等の備え付け（オンラインヘルプも可）
- ・見読可能装置の備え付け（ディスプレイ等）
- ・税務調査でダウンロードの求めに応じる

これらは、通常の会計ソフトを用いて帳簿を作成している企業であれば難しいものではないと思います。また、記憶媒体は限定されていないため、サーバーや外部記憶媒体、クラウドサーバーなどを任意に選択できます。業務システムを会計システムと連携させている場合には、業務システムのデータも合わせて保存する必要があります。

#### 5. スキャナ保存の保存要件

スキャナ保存するためには、対象書面を、入力期間内（2カ月17営業日）に、一定水準以上の解像度およびカラー画像によつてスキャナ読み取りをしなければなりません。

読み取った書類の改ざんを防止するために、従来はタイムスタンプが必須でしたが、新法では、時刻が記録され訂正・削除履歴の残るシステム（クラウドサービスなど）に保存する場合には、タイムスタンプが不要とされました。

また、取引年月日・取引金額・取引先の3項目での検索機能の確保が必要です。その他、システム概要書や見読可能装置の備え付け、税務調査でのダウンロードに応じる等の要件となっています。

スキャナ保存の要件を満たしている際は、読み取った後の書面（紙）に折れ曲がり等がないかの同等確認を行えば即時廃棄することができず、

消費税の仕入税額控除については、書面（紙）を保存していただく場合、スキャン文書の保存

により認められます。

新法でのスキャナ保存制度は、令和4年1月1日以後に保存が行われるものが対象です。入力期間をさかのぼると、令和3年10月末ごろの取引からが対象となると考えられます。

#### 6. 電子取引に係るデータ保存の保存要件

電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引とされています。つまり、注文書や見積書、領収書や請求書等をEDI（電子データ交換）やインターネット（ウェブサイトを介した取引を含む）、電子メール等で授受する取引が当てはまります。

新法では、電子取引を行って電子的に受け取った請求書等のデータは、データのまま保管しなければならぬとされました。つまり、令和4年1月1日以降の紙の書面に打ち出して元のデータを削除してしまつた場合は、保存要件を満たさないことになってしまいます。ただし、消費税の仕入税額控除は、打ち出した書面のみの保存でも認められ

ることがあります。

電子取引に係るデータは、システム概要書や見読可能装置の備え付けを満たしたうえで、検索機能の確保と、訂正・削除履歴が残る措置を行つたうえで保存が義務付けられます。

検索機能の確保には、取引年月日・取引金額・取引先の3項目が必要ですが、必ずしもシステム内での検索機能が求められているわけではありません。例えば保存ファイルに通し番号を付け、別途エクセル等により通し番号と取引年月日・取引金額を管理して、税務職員の内容をダウンロードの求めに応じることができれば、検索機能の確保要件を満たすことになります。

訂正・削除履歴が残る措置は、タイムスタンプを利用するほか、自社の文書管理システムや会計システムの拡張機能、クラウドサービスの利用等が可能です。

このほかに、訂正・削除の防止に関する事務処理規定の備え付けによつても要件を満たすとされています。